



講座レポート

知れば味方の法律講座
岸本 由起子さん

特集

ママのほっこりタイム

みんなのおまつり
第2回デュオ祭

デュオの利用者が日ごろの活動成果を
発表・展示

講座レポート



知れば味方の法律講座 ～働く、結婚・離婚、遺言～



弁護士
岸本 由起子さん

平成25年(2013年)1月23日~2月6日 連続3回開催

第3回 2月6日

エンディング編：遺言と相続～死に様は生き様～

相続について

相続とは、死亡した人の財産法上の地位（権利・義務）を遺言や民法などに基づいて受け継ぐことです。民法では、法定相続人とその相続分を定めていますが、遺言によって相続人を指定することもできます。ただし、遺言で完全に自由に決めることができるわけではなく「Aさんにすべて相続させる」とした場合、配偶者、子、父母などの法定相続人には遺留分があるため、後日、紛争になって、遺言どおり実現しないことがあります。

財産には借金も含まれます。プラスの財産だけもらって借金は相続しないという選択はできません。相続放棄したいときは、相続の開始があったこと（=死亡したこと）を知ったときから3か月以内に家庭裁判所で手続きすることができます。

死亡した人の事業を手伝ったり、介護をしたりして財産の増加に特別の貢献（寄与）をした人は、他の相続人よりも多く相続することができます（=寄与分）。ただし、嫁は相続人ではないので、介護を担っていたとしても本人の寄与分は認められません。お世話になつた場合には、生きているうちに本人に報いてあげてほしいと思います。

遺産分割でもめやすいパターン

- ①離婚、再婚して前妻との子と後妻がいる男性が死亡した場合、前妻との子は、「父親に何もしてもらっていない」と不満があり、一方、後妻は「苦労して夫にくくしてきた」という思いがあるのもめます。
- ②過去に離婚して子をおいてきたことを隠していたり、戦争中、生きていくために子の何人かを養子に出した年配女性が死亡した場合、戸籍調査をしてみて初めてそのような相続人の存在が判明してもめます。
- ③結婚して子どもができたのに事故などで夫が死亡した場合、生命保険金の受取人が夫の親となっていても妻となつてもめます。

ただし、生命保険は保険会社との契約なので、保険金は受取人に支払われ、相続財産には入りません。死亡退職金、遺族年金、香典なども通常は相続財産に入らないとされています。

もめないために

よく考えて良い遺言を書くというのがもめないための予防法です。自筆で遺言を書く人がいますが、不備があって法的に無効になる場合が多く、また、紛失してしまう危険もあるのでおすすめできません。エンディングノートは自分の中で整理したり、気持ちを伝えたりするためには良いのですが、財産処分に関しては、もめるものになることがあります。おすすめは、**公正証書遺言**です。節約するなら、自分で公証人役場に行って作ることもできますが、公証人は遺言内容の相談にはのれません。弁護士に依頼すれば、内容も相談にのってもらえて、戸籍の取り寄せから公証人や司法書士との打ち合わせまですべておまかせで作ってくれるので楽です。弁護士の費用は、事務所によって異なりますが、定型の場合は、およそ10万円から20万円ほど（消費税・公証人手数料・実費別）です。相続でもめると弁護士費用などで100万円、200万円はかかることがあるので、もめないための予防策だと考えると良いと思います。

死に様は生き様

人間は、生きてきて、最後死ぬときがどうかというのが大事です。ずっと生きてきたことが最期に結果として出てくることがあるので、最期のことを考えながら今日一日を生きていかなければと思います。「ありがとう」と言って死んでいいけるように、まわりの人も「ありがとう」と見送れるような家庭なり社会なりを作っていくためにも男女共同参画社会を目指していきたいとひしひしと感じます。

さらに弁護士として思うのは、元気なうちに、自分が死んだ後に残される家族のことをちゃんと考えておいてほしいということです。相続でもめると、感情が入り、紛争が拡大してきます。困ったときに助け合えるはずの親せき間のもめごとということで、金銭にはかえがたい大切なものを失います。子どもたちに及ぼす教育的影響も考慮しなければなりません。もめないための予防法があるので、今すぐしっかり対応しておきましょう。

（岸本さんの講演をもとに広報スタッフがまとめました。）

特集

～ママのほっこりタイム～

- ♪ゆっくり買い物に行きたいな！
- ♪学校行事に参加している間、見てほしい！
- ♪勉強がしたい！
- ♪習いごとをしたい！
- …そんな時一時預かりを利用していますか？
- 互いに支援しあいながら
- 自分時間を大切にしてリフレッシュ！
- たのしく育児に励みませんか？



子育て青少年拠点
夢つながり未来館 ゆいぴあ

